

令和2年度「滋賀オンラインものづくりフェア 2020」制作業務委託契約書（案）

委託者「滋賀県職業能力開発協会会長 石田洋介」（以下「甲」という。）と受託者「（受託者名）（役職）（氏名）」（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、委託業務の実施を乙に委託する。

（事業の目的）

第2条 委託業務は、オンラインを活用したイベントを実施し、若年者の「ものづくり」離れが叫ばれている中、県民に「ものづくりの楽しさ」や「ものづくりの素晴らしさ」を体験してもらう機会を設け、広く県民に「ものづくり」をアピールすることにより、ものづくり産業の根幹となる技術・技能取得意識および技能尊重気運の高揚を図り、本県産業の発展に寄与することを目的とする。

（委託業務の実施）

第3条 乙は、甲が定めた「滋賀オンラインものづくりフェア 2020」制作委託業務を行わなければならない。

（委託期間）

第4条 委託業務の委託期間は、令和2年11月1日から令和3年3月31日までとする。

（委託費の交付額）

第5条 甲は、乙に対し、委託業務の実施に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇、〇〇〇円）を交付する。

2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

（委託業務等の変更等）

第6条 甲は、次に該当するときは、その旨を乙に通知するものとする。

（1）委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止するとき

2 乙は、委託業務を中止又は廃止しようとするときは、速やかに甲に報告し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務が予定の委託期間内に完了しないと見込まれるとき又は委託業務の遂行が困難となったときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けなければ

ならない。

(契約保証金)

第7条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(他用途使用等の禁止)

第8条 乙は、委託費をこの委託業務の目的に沿った事業経費以外に使用してはならない。また、委託業務の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

(物品の管理)

第9条 乙は、委託業務の実施に伴って取得した財産及び賃貸借契約で調達した設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

2 乙は、委託業務の実施に当たり、乙が所有する機器等を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

(委託業務の調査等)

第10条 甲は、委託業務の実施状況を把握するため必要があると認めたときは、乙に対し委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から書面による報告書の提出を求められた場合には、その要求があった日から20日以内に提出しなければならない。

3 甲は、前項の規定により内容から必要があると認める場合には、当該業務の実施について指示をすることができるものとする。

(業務完了報告)

第11条 乙は、業務終了後、直ちに業務終了報告書（様式1号）を甲に提出しなければならない。

(検査の実施)

第12条 甲は前条業務終了報告書の提出後10日以内に成果品等についての検査を行わなければならない。乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。

2 乙は、検査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙の負担とす

る。

- 3 前項の規定は、不合格後の再検査の際にも適用するものとする。
- 4 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく、当該成果品等を甲へ引き渡すものとする。

(委託費の支払い)

第13条 乙は前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して適正な書類をもって委託金額の請求をするものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第14条 乙は、甲が前条第2項に定める期間内に乙に委託費を支払約定期間に支払わない場合は、甲に対して支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ支払遅延金額に対し年2.6パーセントの割合で計算した額を支払遅延利息として請求することができる。ただし、天災その他やむを得ない理由により支払の時期までに支払をしない場合は、当該理由の継続期間は支払約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しない。

2 前項の規定により計算した額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しない。また、その額に100円未満の端数がある場合は、その額を切り捨てる。

(委託費の区分経理等)

第15条 乙は、委託業務の実施経過を明らかにするため、他の経理と区分して委託業務に係る収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておかなければならぬ。

(書類の備付け及び保存)

第16条 乙は、委託業務の実施経過並びに委託業務に係る収入及び支出の関係を明らかにするため、委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の書類等を委託業務の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

(実施に関する監査等)

第17条 甲は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、又は監査を行うことができることとする。

2 甲は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができることとする。

(著作権)

第18条 乙は、委託業務に基づき乙が作成した成果物および素材等（以下「成果物等」という。）に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む。以下同じ。）について、委託料が完納された時点で甲に譲渡するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく譲渡の日以後、成果物等に関する著作者人格権（公表権、氏名表示権および同一性保持権）について、甲および甲が利用を認めたものに対し、これを行使しないものとする。

3 第1項の著作権について第三者から意義の申出等があったときは、乙の責任において解決するものとする。

(公表等の制限)

第19条 乙は、甲の承認を受けた場合のほかは、委託業務の実施結果を公表してはならない。

2 乙は、委託業務遂行上知り得た秘密を第三者に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。

(参加資格に定めた事項に違反したときの報告)

第20条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、参加資格に定めた事項に違反したときは、速やかに甲に報告する。

(契約の解除等)

第21条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託業務の実施の全部若しくは一部の停止を命じ、又は契約を解除若しくは変更することができる。

- (1) この契約又はこの契約に係る参加資格に定めた事項に違反したとき。
- (2) 第17条に規定する監査等に対する虚偽の報告等が発覚したとき。
- (3) この委託業務を適正に遂行することが困難であると甲が認めるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、催告その他の手続を要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、参加資格に定めた事項に違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、競争参加資格に関する誓約書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告

しなかつたことが判明したとき。

- 3 甲は、第1項及び前項の規定により、契約を解除したときは、第13条の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、乙に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託業務の残務を処理するものとする。

(契約の解除に係る違約金)

第22条 前条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、第21条第1項第3号の規定により契約の解除をしたときは、乙に対して損害賠償の請求をしないものとする。
3 乙は、この契約を履行するに当たり、第三者に損害を与えたときは、乙の負担においてその損害を賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第24条 乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託業務に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに「個人情報保護管理及び実施体制報告書」（様式任意）を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。
3 乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
4 乙は、委託契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾無しに当該契約による目的以外のために複写

し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。

- 5 乙が委託契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託業務の終了等の後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等、個人情報の適切な管理の上で問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、事案の概要、対応状況等について書面により、直ちに甲に報告するとともに、甲の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、委託業務終了時書面により、甲に報告しなければならない。
- 8 甲は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができるとしてする。
- 9 本条の規定は、乙が委託業務の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(委託事業の引継)

第25条 乙は、委託業務が終了（中止又は廃止を含む。）し、甲が本委託事業を委託する次の事業者が乙でない場合には、当該事業の引継を乙が実施する委託事業が終了するまでに適切に行うものとする。

(信義則条項)

第26条 甲及び乙は、信義に基づき誠実にこの契約を履行する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第27条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対する書面による通知により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起され

たときを含む。)。

- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第28条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の指示に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第29条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第30条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に

規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第31条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第32条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)並びに自己、下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第33条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除せらるにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、乙に対する書面による通知により本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第34条 甲は、第30条、第31条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、第30条、第31条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第35条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(その他)

第48条 この契約に定めなき事項又はこの契約に関して疑義を生じたときは、その都度甲と乙双方が協議の上、決定するものとする。

2 この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市南郷五丁目2-14

滋賀県職業能力開発協会

会長 石田 洋介 印

乙 住 所

受託者名（役職） （氏名） 印

(様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

滋賀県職業能力開発協会
会長 石田 洋介 様

受託者名 印

業務完了報告書

契約件名 令和2年度「滋賀オンラインものづくりフェア 2020」制作業務委託

上記の業務について、令和 年 月 日をもって完了したので、令和2年度「滋賀オンラインものづくりフェア 2020」制作業務委託契約書第11条の規定に基づき報告します。